

## 《病後児保育事業》をご存知ですか？

この事業は、保育所に通所中の児童等が病気の回復期にあるため集団保育が困難な期間、一時的にその児童を預かり保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的としています。

- ★実施施設★ 医療法人 ひまわりの会 太田小児科医院（西原町字小橋川164番地の1）
- ★利用時間★ 午前8：30～午後5：30（木曜日8：30～12：00、土曜日8：30～15：30）
- ★利用料金★ ①保育料 2,000円（一人日額） ②食費 500円  
※ただし次のいずれかに該当する方は、保育料の免除が受けられます。  
1）生活保護世帯→保育料全額免除  
2）市町村民税非課税世帯→保育料一部免除（保育料1,000円）
- ★利用方法★ 事前に役場、病院に備えてある病後児保育事業（利用登録・利用料免除）申請書で登録し、利用時は利用申請書を病院へ提出してください。
- ★対象児童★ 西原町に居住するもので、次の①、②のいずれかに該当するもの。  
①保育所に通所している児童で、病気の回復期にあるため集団保育が困難な児童で、かつ、保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により、家庭で育児を受けることが困難な児童。  
②保育所に通所している児童ではないが、①と同じような状況にある児童。（小学校低学年児童を含む。）

☆お問合せ☆ 福祉課 児童福祉係 ☎ 945-5311（内線124）

## 平成22年国勢調査 調査員募集！

今年の10月1日、全国一斉に国勢調査が実施されます。

国勢調査は、日本に住んでいるすべての人を対象に行われる大規模な統計調査で、我が国の人口、世帯の最新の実態を明らかにし、国民生活の向上に幅広く役立てられる大切な調査です。

\*\*\*西原町では、国勢調査に従事する調査員を募集しています\*\*\*

- 応募資格 ① 西原町内に居住している、原則20歳以上の健康な方  
② 責任を持って調査事務を遂行できる方  
③ 調査内容についての秘密を保持できる方  
④ 税務、警察、選挙に直接関係のない方
- 主な仕事 調査世帯への調査票の配布と回収
- 調査期間 平成22年9月23日～10月24日頃 ※9月上旬に説明会あり
- 報酬 39,000円程度 ※参考金額であり、まだ確定した金額ではありません  
※調査世帯数により増減あり
- 申込期限 平成22年5月31日（月）
- 申込方法 「平成22年国勢調査 調査員申込書」に必要事項を記入の上、企画財政課統計係へ提出して下さい。※申込書は、企画財政課窓口においてあります。



☆お問合せ☆ 企画財政課 統計係 ☎ 945-4533（内線213）



## 【就学援助希望者の申請について】



西原町では就学援助事業を行っています。

この制度は、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助するものです。

この援助の対象は、生活保護受給世帯の「要保護世帯者」と、これに準ずる程度に生活が困窮していると町教育委員会が認定した世帯の「準要保護世帯者」です。

就学援助を希望される場合は、次に掲げる事項に留意のうえ各学校へ申し出て下さい。

### 1. 対象者

町内に住所を有し、同一世帯にて児童生徒を養育している保護者

- (1) 生活保護を受けている者（【要保護世帯】として認定します）
- (2) 生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困っていると町教育委員会が認定した者（【準要保護世帯】として認定します）

### 2. 援助項目

学用品費・校外活動費・修学旅行費・医療費・学校給食費等

※ただし、要保護（生活保護）世帯として認定された場合は医療費・修学旅行費に限る

### 3. 申請方法

補助対象者で就学援助を希望される方は、次の要領にて学校に申請して下さい。

【受付期間】……平成22年4月19日（月）～5月21日（金）

- 【提出書類】……①要保護・準要保護児童生徒に係る世帯票兼認定調書（学校で配布）  
②住民票謄本（同一世帯者全員、続柄の記載されているもの） 一部  
③課税証明書（同一世帯者のうち、18歳以上の者全員）  
④その他（家賃証明書・児童扶養手当証書の写し等）  
⑤委任状・口座振替依頼書

※③の書類については課税基準日が平成21年1月1日になりますので、平成21年1月1日に西原町以外の市町村に在住（住民登録）していた方は該当市町村にて③の書類を揃えて下さい。

なお、同居者のある場合、その方の書類も同じように必要になります。

※追加申請（町外からの転入者、被災者、生活保護の開始・廃止者等、年度途中からの援助が必要と認められる者に限る）については平成23年1月末日まで。

※認定要件を満たしていても受付期間を過ぎた場合、受け付けませんのでご注意下さい。

【提出先】……就学先の小・中学校

◇問い合わせ先◇ 各小・中学校または教育委員会学校教育課

☎ 945-5039（内線513） FAX 945-6770